

鳥取県告示第 596 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団 ひだまりクリニック	米子市皆生温泉 二丁目20-31	医療法人社団ひ だまりクリニック	米子市皆生温泉 二丁目20-31	訪問看護	平成 19 年 6 月 1 日
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理 指導	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団 ひだまりクリニック	米子市皆生温泉 二丁目20-31	医療法人社団ひ だまりクリニック	米子市皆生温泉 二丁目20-31	介護予防訪問 看護	平成 19 年 6 月 1 日
〃	〃	〃	〃	介護予防居宅 療養管理指導	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社ライブ アシスト	米子市新開一丁目 4-20	有限会社ライブアシ スト	米子市新開一丁目 4-20	平成 19 年 6 月 19 日